

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

第9回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第9回） 議事次第

日 時 平成25年11月14日（木） 9:00～11:06

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○石井参事官 本日も御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

本日の第9回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」でございますけれども、森田座長が急な御予定のため欠席されることになりましたので、座長代理の城山先生に本日の進行をお願いすることになりました。

それでは、城山先生、よろしくお願ひいたします。

○城山座長代理 今お話しいただいたような事情で、きょうはこちら側に座らせていただくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

ただいまより、第9回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

それでは、まず山本大臣が御出席ですので、一言御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 おはようございます。本当に短い期間、こういう間隔でお忙しい中、毎回お集まりいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

これまでの会議で、ほかの機関で担うべきもの、担えるものはしっかりそちらに担わせて、原子力委員会の本来の業務にしっかり絞っていくべきだという所掌についての方向性で議論をまとめていただいたと理解しておりますけれども、それを踏まえて前回から、今度は原子力委員会の組織あるいは後継組織の在り方、こういうことについてもいろいろ今議論していただいております。今回も引き続き組織の在り方についての御議論をいただくと考えております。

この原子力委員会の抜本的な見直しに向けて、更に御議論いただくことをお願い申し上げます。簡単ですが、一言御挨拶にしたいと思います。ありがとうございます。

○城山座長代理 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○石井参事官 それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

資料1-1「原子力委員会の今後の方向性についての論点整理（たたき台）（案）」。

資料1-2は、その見え消し版がございます。

資料2「とりまとめに向けた論点」、1枚紙です。

資料3「原子力委員会事務局体制の推移について（内閣府資料）」でございます。

資料4「委員会の活動について（内閣府資料）」でございます。

参考資料として、参考資料1、原子力委員会の設置法でございます。

参考資料2が第4回の議事録。

参考資料3が第5回の議事録でございます。

以上でございます。

○城山座長代理 よろしいでしょうか。

本日は、森田座長のほか、小幡委員、寺島委員は御欠席という連絡をいただいております。また、本日の会議も公開で行わせていただきます。

本日も原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力

規制庁に御出席いただいております。関係府省は基本的には質問にお答えいただくという形での御出席ですので、よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうに入りたいと思いますけれども、まず1つ目、論点整理につきましては、前回、幾つかの点において修正版をお示したところでありまして、更に御意見をいただきましたので、私と増田先生で御相談させていただいて修正を加えております。資料については、事前に委員にお送りさせていただいているというものでありますけれども、修正点について若干御説明をさせていただきます。

資料で申しますと、資料1-1、1-2でありますが見え消しの1-2のほうがわかりやすいと思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず、2ページ目のところですが、「核燃料サイクルの進め方」の「進め方」という表現は若干曖昧なので「政策等」という形にしています。

「要請に応じた」というのは、場合によっては自ら言うこともあるだろうということ、「必要に応じた」とここの文言は修正しております。

3ページ目、これは佐藤委員から御指摘いただいた点でありますけれども、平和利用と同時に核不拡散というのにも明示的に入れるということ。核燃料サイクル等ということで入れていましたが、ここもウラン濃縮の話をも明示的に入れるという形で、こういう形で修正させていただきたいということになります。

4ページ目、当初「一元的、戦略的」という形で書かせていただきましたが、橘川委員より、必ずしも一元ということではなくて、政府内でいろんなアクターがきちっと調整するということがありますので、「戦略的」ということの中で趣旨は入っているというお話でしたので、こういう形で修正させていただきたいと思います。

以上が資料1-2に書きました修正事項でありますが増田先生から何かございますか。よろしいでしょうか。

○増田委員　ございません。

○城山座長代理　では、どうもありがとうございました。

それでは、一応論点についてはこれで固めさせていただくということでよろしいでしょうか。何か御意見があれば。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員　今どき申し上げて。政策的な話ではなくて表現の問題ですが、3点、後からきのう送っていただいたのを読み返して、どうかと思ったところがありますものですから。

3ページの論点の今の「平和利用、核不拡散」のところ、「独自の立場から意見を言うことはあり得る」という書き方になっているのですが、余りにも突き放した言い方で、例えば「言い得る」とかのほうが報告書の性格からよろしいのではないかと思いました。それが第1点です。

第2点は、6ページの(4)の【論点】のところですが「保障措置、核物質保護が原子力委員会に一元化された現状では、原子力委員会が平和目的をダブルチェックする必要は

乏しくなっている」、これは要らないのではないかという気がします。

なぜかといえば、一方で、関連して意見を聴取したりしますし、保障措置、核物質についても意見はあり得るだろうと思いますので、もともと体制ができていてダブルチェックする体制にはなっていないわけですから、ここでわざわざ「ダブルチェックする必要は乏しくなっている」という2行は要らないのではないかというのが私の感じです。

3番目は、7ページの【論点】の人材養成のところですか。本当に政策調整だけなのかなと。例えば将来の原子力行政の在り方を展望して、この間も申し上げましたけれども、行政の部分も含めて全体としてどのような需要があり得るか、人材養成をどのように展開していくかという将来見通しを持つということも必要なのではなからうか。今のままだと、関係省庁から出てきたものの中のよしあしを判断して調整するというような意味にとれるので、役人っぽい言い方ですけども、調整機能等とか、調整機能だけに絞らないほうがいいのではないか。私自身は、本当に調整機能だけかなという疑問が消えないものですから、その3点だけ、この段階で恐縮ですけども、気がつきましたものですから。

○城山座長代理 ありがとうございます。

この点、関連して委員の先生方あるいは事務局のほうで何か御意見ありますでしょうか。では、よろしく願いいたします。

○石井参事官 2点目のダブルチェックのところでございますが、保障措置、核物質防護に関しては、もともとダブルチェックとは別な問題でございますが、原子力委員会は基本設計段階の設置許可の段階で意見を聞くという仕組みになっている。それだけではなかなか機能が果たせないというところがここで言っているところでございますが、一方、規制委員会のほうは保障措置、核物質防護、今までは各省庁、少しまたがっていて一元的に見られていなかったものが現状一元化されるようになり、原子力委員会は相対的に平和目的のチェックをする機能としては弱まっている、むしろ規制委員会が一元的に見るようになっていくことを書いてある点でございますが、そういう意味では、このダブルチェックという機能を所掌の第4号で残しておく必要があるかどうかを示している、ここの一番重要な点という理解でございますので、これがなくなると、4号は今までどおりやりますという方向になりますけれども、それでよろしいのかどうかという。むしろ今までの議論の方向と完全に向きが逆になりますということでございますが、いかがでございますか。

○佐藤委員 私は、実はそういう意味にとらなかつたものですから、これまでの議論の趣旨であればそういうことでいいと思うのですけれども、ダブルチェックという言葉がいま一つよくわからないのです。いずれにせよ、御趣旨はわかりました。後はまとめの段階でまとめられる方々にお任せしたいと思います。

なるべく日本語できちっと書くことのほうが報告書の正確に沿うのではないかと思います。実は私、バックエンドという言葉もいま一つよくわからないのですけれども、なるべく日本語で書くようにしていただきたいと思います。

○城山座長代理 ありがとうございます。

今の点、何か特段ありますか。

○石井参事官 一応方向性はこのようになっていきますので、最後、この会議としての報告書をまとめる際に今のような御趣旨を踏まえて、もう少し明確に書くように工夫したいと思えますし、バックエンドとかそういった用語については最初に工夫をさせていただいて、全体をよく意味することがわかるようにさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員 わかりました。お願いします。

○城山座長代理 ほかに御意見ございますか。

若干最初の2点に関して申し上げますと、1点目は表現の問題で、多分お話しいただいたような形で修正して何の問題もないだろうと思えます。

全体の流れとしては、バックエンドと言ってしまっているのかどうかわかりませんが、バックエンドについては基本的にはかなり限定的に考えるのだけれども、平和利用だとか各不拡散についてある程度能動的に言い得る余地を残すというのがめり張りのつけ方ですので、ここについては「あり得る」というよりかはもう少し「言うこともある」みたいなぐらいのおっしゃられたような表現で別に問題はないので、その方向で微修正させていただければと思います。

あともう一点は人材養成のところ、最終的にはおっしゃっていただいた調整機能等を入れるということかと思いますが、これも皆さんのほうから御意見があればいただければと思いますけれども、議論の今までのポイントは、自ら実施することはないということですので、場合によっては企画あるいはこういうところでどこかやるべきだということも含めてあり得るという議論だったと思えますので、そういう意味で言うと、おっしゃっていただいたような調整機能等として、ある種企画的なことも場合によってはほかはやらないのであればどこかやりませんかということはある得るという、それはそういう趣旨で今まで議論してきたのかなと思えますので、多分修正しても問題ないかなと思えます。

増田先生、いかがでしょうか。

○増田委員 今おっしゃったように、原子力委員会のほうから各省のほうにいろんな提案をして、それを実施してもらおうというのはそういうことだと思います。確かにおっしゃるとおり、調整機能だと少し受け身的過ぎるので、「等」でその趣旨が読めるかどうかというのはあるのですが、佐藤委員おっしゃったような、そういうことを各省に働きかけるという意味で、もう少し広い表現にしておいたほうがいいなと思えます。

○佐藤委員 今、伺った「企画」という言葉はいいかもしれませんね。

○増田委員 企画調整ですね。

○佐藤委員 いずれにせよ、もう一度。

○増田委員 わかりました。

○城山座長代理 そこは事務局のほうで表現を詰めていただいて、企画というと、個別の事業を企画すると思われるしまうと若干広過ぎるので、要するに、どこがどういうことをやったらどうかということ提案するような機能ですね。そのあたりの表現は工夫してい

ただいて、次回までに微修正させていただくということでもよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。ほかの点は何かございますか。

近藤先生、どうぞ。

○近藤委員長 6ページの平和目的、平和目的のダブルチェック、わけがわからないということですが、この論点を丁寧に言うと、平和目的に限るということを担保する制度的枠組みとして、ある保障措置及び核物質防護に関する規制が規制委員会においてなされるという現状では、規制法でいう、単に平和目的について意見を言えという行為のいわば中身がないことになっているという趣旨だということ、これは規制法の改正を伴う提案になっていますのでそこはきちっとしておいて、平和と保障措置、核物質防護の関係をきちんと説明した上で提案しないと誤解を生むおそれがあると思いますので、念のため申し上げます。

○城山座長代理 そのところは丁寧に書き込むということで、あくまでも規制措置としての部分についてのダブルチェックは要らないということで、これは佐藤先生が度々言われているように、ある種の政策レベルの話としては当然不拡散、平和目的は、まさに原子力委員会の将来的な機能の1つでもありますので、ここはあくまでも規制の枠の話として限定して明示的に書いておくということかと思しますので、そこは少し丁寧に書き込む方向でよろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょうのメインの論点になりますけれども、取りまとめに向けた論点について議論を進めさせていただきたいと思えます。

原子力委員会又はその後継組織の、組織の在り方についての議論については、前回、森田座長のほうから議論を取りまとめるようにということで私と増田先生のほうに御指名があったわけですが、議論をまとめるという段階にまではまだ達していないだろうというのが認識でございます。そこで、本日議論いただきたいポイントを資料2として、論点のポイントとして用意をさせていただきました。

これについて、まず御紹介をさせていただいて、全体の論点構成がこれでいいか、まず御意見をいただきたいということ。それから内閣府のほうに前回からの宿題事項ということで、事務局の在り方、委員会の在り方についてももう少し踏み込んでお話をいただきたいとお願いしていましたので、それについて御発表いただいて、最後に、それも踏まえて論点リストあるいはそれに付加したものについて議論していただく、そこがきょうのメインのところになると思います。

それでは、まず資料2の概要について、事務局のほうから御紹介いただければと思います。

○石井参事官 それでは、資料2について御説明申し上げます。

「とりまとめに向けた論点」ということで「1. 原子力委員会又は後継組織として取り組むべき事項」でございますが「所掌事務の整理を踏まえ、原子力委員会又は後継組織に

においては、特に以下の事項を重点的に、継続的に情報を収集し委員の間で情報共有し、意見交換や方針決定する体制が必要ではないか」。

(1) として、平和利用と核不拡散ということで、国際的な情報の収集、ウラン濃縮技術の動向把握、海外保管プルトニウムや回収ウランの現状把握等ということでございます。

(2) でございますが、バックエンドを中心とした核燃料サイクルということで、廃棄物処分に向けた取組の把握等としてございます。

(3) が、原子力利用に関する重要事項に関することとして、福島事故対応等としております。

これらのことを踏まえて、組織に関する様々な要求と申しますか、そういった点を御議論いただくことがよろしいのではないかと申すのが1の趣旨でございます。

続きまして、それらを結果として、今度「2. 組織に関する論点」として5点挙げてございますが、まず「(1) 他の機関との関係」として、これは各省いずれも入ってくるのですが、特に平和利用の関係では、先ほども少し御議論がありました、原子力規制委員会との関係というのが大きな論点になろうかと思えます。また、ここに書いてございませませんが、ほかの行政庁との関係というのが同様にあろうかと思えます。

これまでも御議論に出てまいりましたが、「(2) 大臣との関係」ということでございまして、担当大臣の在り方と大臣と委員会の関係についてということも挙げてございます。

「(3) 事務局の機能について」として、「①事務局の機能・体制の在り方」「②人材確保の在り方(併任者、調査員等)」「③指定職の役割」「④関係機関の協力」としてございます。

「(4) 委員会の在り方」でございますが、「①委員会とする必要性」「②委員として必要とされる在り方(常勤か非常勤か等)」「③委員に求められる専門性等(背景)」「④民主的な運営のための多様性の確保はどのようにおこなうか(参与の活用)」として、委員会の本会議以外にも既に規定がある参与の活用といった点もその中で御議論いただければということでございます。

「(5) 委員会の活動」でございますが、「①定例会の在り方、専門部会等の在り方」「②日常の活動について」「③他の委員会との関係(総合エネ調等)」といった点を挙げてございます。

以上でございます。

○城山座長代理 どうもありがとうございました。

若干、どういうポイント、趣旨かということも補足させていただくと、1ポツのところは先ほどの論点整理でまとめていただきましたところではありますが、つまり、めり張りをつけるときの今後重点的にやるべきだとピックアップされているというのが(1)(2)(3)だろうというのがまず現状認識であります。平和利用と不拡散、すみません、バックエンドという言葉を使っていますが、バックエンド。それから福島対応を含めて重要事項に関することというのは当面の重要な課題としてあるだろうと。こういうことをやって

いく上でどういう組織体制に持っていったらいいのかというところが今後の重要なこの委員会としての論点ですので、2ポツのところ組織に関する論点というのを列挙したということでもあります。

(1)～(5)は、恐らく法律改正をしなければいけないようなレベルと運用で変えられるレベルと幾つかのレベルはあるかと思います。

若干の補足をしておくと、(1)に「原子力委員会との関係」を特出ししていますけれども、これは規制委員会との関係では、安全については規制委員会の意見を聞くという規定がありますのであえて書いていますが、これだけの問題では当然ないわけで、不拡散、平和利用であれば外務省との関係であるでしょうし、バックエンドとの関係であれば、これは経済産業省との関係であるでしょうし、当然、文科省との関係とも出てくる。これは幾つかあるうちの1つを例示的に書いているということでもあります。

(2)は従来から御議論があるように、大臣にきちっと見てもらうということがある意味では重要で、それは恐らく実効性を持つ上で重要であると同時に、ある種の民主的コントロールという意味においても重要な1つの要素ですので(2)という形で2番目に書かせていただいた。

(3)はある種のサポート機能で、機能強化。これは必ずしも数をふやすという意味ではなくて、重点をある程度絞った上できちっと機能していくという意味でどういう事務局体制が必要かというのは、これまでも先生方からいただいた論点としてあったことだろうと思います。

(4)が恐らく一番重要といたしますか、最終的にある程度決めていかなければいけないことで、委員会形式にするのかどうかとか、常勤、非常勤をどう考えるのか。あるいはどういうバックグラウンドなり多様性が必要になってくるのか。ここは書いていませんが、要は数にかかわってくることでありまして、委員として確保するのがどのぐらい要るのか、あるいは参与という形でお願いできる人たちもいるのかという、そのあたりの話にかかわってくる。

(5)は、その運用ということでもあります。

(1)～(5)の話の後で幾つかに区切って少し御議論いただきたいと思いますが、ここでのポイントは、1ポツが今までの議論のある意味では総括で、これを2ポツのこういう議論につなげていくという構成でいいのかということですね。特に、論点整理の中でここで触れられていませんけれども、注意すべき事項があれば御指摘いただきたいと思いたすし、あるいは組織に関する論点でも、(1)～(5)以外にこういうことが重要だということがあれば、まず、この時点で御意見をいただいきたいと思いたす。

個別の論点の中身については後に議論は行いたいと思いたすが、まず全体の論点構成についていかがでしょうか。

では、吉岡先生、お願いします。

○吉岡委員 1点あるのですけれども、原子力規制委員会ができるときに、どこの府省に

設置するかということが問題になったと思うので、具体的には内閣府に置くか、環境省に置くかという事実上の二択だったと思うのですが、ただし、独立性の高いという条件をつけて環境省に置くことに結局なったわけです。その辺の議論はここでは要らないのか。それがどうも書いていなかったようなので、環境省に置くというのも、規制委員会もそうであるわけですから、環境省という言葉にとらわれずにというのも1つの選択肢のように思えるというのが1点です。

補足的なただのこれはコメントですけれども、佐藤委員からバックエンドとか核燃料サイクルとかという言葉に違和感があるとおっしゃられていたのですけれども、私も同感であって、循環的利用というのはオプションの1つであっても、それがもはや主流ではないと思っているわけで、その場合に別の言い方をするとすれば、これは反発される方もいると思うのですけれども、核廃棄物、核汚染物質の管理処分とか、そうやってしまったほうがいいのではないかと。核汚染物質というのは、使用済核燃料のことを主に念頭に置いているわけですから、そういうようにバックエンドとか核燃料サイクルという昔の言葉とか半世紀前の原子力開発を前提とした言葉だと思うので、何か違った表現があるのではないかと思いました。

以上です。

○城山座長代理 ありがとうございます。2点目は、先ほどの表現をどうするかというところで参考にさせていただきたいと思います。

1つ目の論点は、要は規制委員会が環境省に置かれたように、原子力委員会をどこに置くかということ自身が論点の1つであり得るだろうということですね。

今の点あるいはほかの点、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 小さな話ですけれども、1の(1)のところには不拡散との関係で「海外保管プルトニウム」と書いてありますね。これは内外両方ともではないでしょうか。

というのは、後ろの「回収ウラン」というのは国内の場合もあり得ることもあるので、従来、この海外保管プルトニウムが出てきたのは、御承知のとおり議論の経緯として、今までそのところがきちっとされていなかったということで、そこを強化しなければいけないということが出てきたので、ただ、こうやって総体的につかまえる上では、保有プルトニウムとか、いずれにしても国内と海外と両方の分を含むという表現にさせていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○城山座長代理 何か事務局のほうからございますか。

○石井参事官 あえてここを「海外」と書いたのは、これまでの議論で弱かったところとして例示したにすぎませんので、先生御指摘のように、それらも全部含めて平和利用、核不拡散の課題としてあるというのはそのとおりかと思えます。

○城山座長代理 ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、先ほどの吉岡先生のポイントは、要は委員会の設置場所ということか

と思いますので、(4)の中に幾つかありますけれども、そもそも委員会をどこに設置するかという話も論点の1つとして入れるということでしょうか。

では、山地先生、どうぞ。

○山地委員 「委員会」という表現も、委員会に決まっているというような前提が何となく読み取れて、これは「原子力委員会又は後継組織」という表現をいつもしていますね。そこを余り「委員会」と言ってしまうと抵抗があるのですが、どうでしょうか。

○城山座長代理 趣旨はおっしゃるとおりです。この表現は楽をしてしまっているのです。

ただ、その趣旨は、(4)に「①委員会とする必要性」とありますが、これは必ずしも必要だということを強弁しようという話では全くなくて、必要かどうかを考える。イメージとしては、ある種の顧問的なイメージということも当然あり得ると思うので、そのときには必ずしも委員会にならないということかと思います。

これも表現は場合によっては考えさせていただいたほうがいいかもしれませんが、全部言い出すと委員会と後継組織だし、委員とも言えなくなるので、委員あるいはメンバーの専門性とか、それはまた見づらいかと思うので、趣旨は今のようなことだということは確認させていただいて、表現上、微修正で工夫できるのであれば工夫させていただくというぐらいでよろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今の2点、委員会あるいは後継組織の設置場所の件と、委員会とは書いていますが、後継組織が必ずしも委員会組織をとるとは限らないという点を確認させていただいたということで、一応論点リストとしてはこれで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次に、宿題のほうにいきたいと思えます。

どうぞ。

○山地委員 全体の議論と個別の議論とあったので個別かと思って控えたのです。

○城山座長代理 個別のほうにいくのですが、その前に、要するに委員会の在り方とか事務局の在り方については現状の補足が必要かと思えますので、それにいってから戻ってくるという構成であります。すみません、どうもちゃんと説明ができませんでした。

こういう前提でありますけれども、まず補足的なことを内閣府のほうから御報告いただきたいと思えます。事務局の在り方に関する部分であります。資料3ということになりますが、これで内閣府から御説明いただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○板倉参事官 それでは、お手元の資料3につきまして御説明申し上げます。

前回いただきました宿題ということで、原子力委員会事務局体制の推移を詳細にということで、メンバーの内訳など、更には出自といったことも含めて説明するという事になってございます。

省庁再編前と省庁再編後と大きく分けてございますが、省庁再編後につきましては、省

庁再編直後、2001年1月、大綱策定等による繁忙期の2004年9月、更には震災後の2012年4月、現在、2013年11月という4つの時期を選びまして整理いたしました。

省庁再編前につきましては、前回、これまで申し上げましたとおり、科学技術庁の原子力局長をヘッドとしまして、審議官、政策課長。実務的には原子力調査室、政策課の中の調査室のメンバーが原子力委員会の事務局を担うということをごさいます、こちらにつきましては室長、職員のほかに調査員が電力、更には原子力機器メーカー、更には研究機関といったところからの出向で構成されています。そのほか、行政実務研修員も電力から来ているという状況でございました。

省庁再編後でございますが、今度は統括官、審議官、これは備考欄にありますように、科学技術イノベーション組織との併任ということでございますが、その下に参事官1名、企画官1名という体制で継続してございます。

具体的な人数は変遷してございますが、特に大綱策定時には企画官が増員ということをごさいます、これは文部科学省と経済産業省からの出向が1名ずつ加わったということでございます。ただ、これらにつきましては、一番下の注3に書いてございますけれども、表中の人数については、当時の座席表、在籍名簿から算出したということをごさいます、実際にその席に常時座っていたかどうかということにつきましては、残念ながら現時点で確認できないということもございますので、一応席はあったという前提でこの数字を出しているということをごさいます。ということで一応増員がございましたが、その後、また2012年4月の段階では1名ずつの体制に戻っているということをごさいます。

職員につきましては、同じく大綱策定等による繁忙期については1名増員ということをごさいます。実際の作業を担う体制でございますが、室内を幾つかのグループに分けてございまして、総括グループ、これは予算国会対応、定例会・臨時会の会議を運営する、こういった総括業務を担当してございます。

研究開発グループにつきましては、原子力の研究開発に関する調査、資料の収集、分析及び関係行政機関の事務の調整など、2004年9月、更に大綱策定時につきましては大綱策定の業務を主に実施するということを担当しておりました。

発電・サイクルグループがございます。これは発電・サイクル事業、放射性廃棄物処分、平和利用等に関する調査、資料の収集、分析及び関係行政機関の事務の調整、関係経費の基本方針に係る関係行政庁との調整、そういった業務を担当してございまして、大綱策定時には大綱の策定業務を主に実施ということをごさいます。

国際グループということで、原子力の国際協力に関する調査、資料の収集等を担当してございまして、特に国際会議の開催業務が中心となっております。こういったグループの中には、調査員、行政実務研修員という形で他機関からの出向者が加わっております。具体的には、電力。これはA、B、C、Dとありますが、電力4社から1名ずつ出向を受け入れておりました。更には原子力機器メーカーが3社でございます。それぞれ1名ずつでございます。

研究機関につきましては、独立行政法人の研究機関、民間の研究機関、そういったところからの出向を受け入れるという形で実施しておりました。

そのほか、一番下の欄になりますけれども、他省庁にも内閣府の併任という形で内閣府の併任職員が在籍しております。主として補佐級ということですが、一部企画官級も1～2名おりました。具体的な省庁、更に人数は記載のとおりでございます。実際、これは各省庁との業務の窓口ということが中心になっておりますが、備考欄にありますように、内閣府での在籍勤務はありませんということでございます。実務上は、そういう意味では内閣府に勤務することはございませんで、特に業務が発生したときに窓口で連絡役になるということでございます。

あとは震災後、2012年6月の段階で、電力から来ておりました出向者につきましては全部記入するという事になってございまして、その後は調査員の数がみんな減っております。現在におきましては、公募によって一般企業退職者なども受け入れという形で調査員を受け入れております。

1枚目は以上でございます。

参考としまして、他の審議会事務局体制につきまして、公表資料ベースで入手できたものを添付いたしました。

2ページ目になりますけれども、旧原子力安全委員会の事務局体制でございます。この段階では、まだ8条委員会ということございましたので参考として持ってまいりましたけれども、下の赤枠で囲った部分が事務局体制でございます。事務局長、局長級でございますが1名、そのほか総務課以下、課が4つございます。総人数が約100名という体制でございました。これは現在、原子力規制委員会のほうに移行されておまして、30回になっているということでございます。

3ページ目、総合科学技術会議の事務局機能につきましてですが、これもパンフレットからとってきたものでございますけれども、こちらは政策統括官を筆頭に3名の審議官、あとは100名の職員からなる体制ということでございます。

下の箱の中には、黒の四角で幾つかの項目が整理されておりますが、基本的には黒の四角に対応する部署に参事官ないしは企画官が在籍するというような体制になっております。

説明は以上でございます。

○城山座長代理 どうもありがとうございました。

この資料は、先ほどの論点でいうと資料2の2ポツの(3)に係る点を考える上での前提として御報告いただいたということかと思えます。

若干の関連を申し上げます、1つは(3)の③でありましたけれども、要するに指定職のレベル、審議官級がどのぐらいコミットしているのですかというのが1つのポイントで、今のお話ですと、現状の体制で言うと統括官と審議官というのが恐らく指定職級かと思えますが、一人一人はついていきます。ただし、いずれも科学技術イノベーションと併任をしているということで、これはまた後で若干補足があればいただければと思いますが、多分

科学技術イノベーションの仕事はかなり多い話なので、つまり、専任的な原子力を見ている人はいないということかと思えます。そういう体制がいいのかどうかというのが1つの論点かと思えます。

これも後で内閣府のほうで補足があれば言っていただきたいと思いますが、例えば我々は8条的な委員会か、3条的な委員会かというのは1つの議論としてありましたけれども、例えば宇宙政策委員会とか、あれはいわゆる8条的な委員会の典型ですが、事務局でいうと、私の理解だとかなり専任的な審議官が宇宙戦略室長としてついているとか、海洋政策の本部も国交省の局長の経験者レベルが事務局長としてついているということで、これはすごく印象論的なのでちゃんとエビデンスを確認しなければいけないのですが、かなり指定職級で張りついている人がいるのに対して、必ずしもそういうようにはなっていないのではないかという、そのあたりが1つの論点かと思えます。

もう一つは、事務局機能の「④関係機関の協力」とか「②人材確保の在り方（併任者、調査員等）」というところがあって、これまでも皆様から御質問がありましたけれども、調査員というのは一体どこからどういう人が来ているのか。これはメーカーあるいは電力等がいたというあたりを確認していただいたわけですが、現状では電力からは人は来ないといったときに、今後のミッションを果たすときに、こういう調査員なり、あるいは関係機関との協力をどうしたらいいのかを考える材料として、こういう形で御提示いただいたということかと思えます。

まず、今、御報告いただいた内容、そういうバックグラウンドで少し後で議論したいと思いますが、この段階で資料として御質問、御確認いただきたいことがあればここで提起していただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、吉岡先生、お願いします。

○吉岡委員 ありがとうございます。若干気になっているのは、職員と調査員の関係ということですが、私は前の2005年の政策大綱の委員をやっていましたけれども、近藤先生が委員長だったわけです。そこでいろんな資料が出て、あるいは国民意見への回答が非常に早い段階でつくられるというような、ある種の手際よさみたいな要素はあったと認識しているのです。昔は外注していたように私は記憶しているのだけれども、その場合に、そういう資料とか国民への意見回答とか、そういうのをどこでつくっているのか。もし電力やメーカーが主導しているとなると余りよくないという形になるわけですね。

ですから、独立した職員そのものがある種の専門性を持って、電力や出向者というか、調査員に対するリーダーシップを持って、変な方向に流れないようにという見識を持って取り組むということが是非とも必要であって、その場合、この職員というのがそれにふさわしい資質というか、あるいはすぐ2年で出ていくか、そういうのもまた困るわけですね。ですから、これからの組織を考える上では、職員層が一定の専門性と中立性ということを用意することが必要となると思うのですけれども、その辺の状況はどうだったのでしょうか。

○城山座長代理 そうしますと、1つは職員と調査員の役割分担と、職員がどういうバックグラウンドでどういう人事任用で来ていたかということでしょうか。いかがでしょうか。

○板倉参事官 先ほど説明は省略いたしました、調査員、行政実務研修員等の備考欄のところに書いてございますように、調査員、行政実務研修員の業務内容ということで示してございますが、職員の業務の補助であるということが明確化されておまして、資料作成、更には助言や知識の共有を行うというのが基本でございます。

ですから、大綱策定時、更には去年の技術検討小委などの過程におきましても、調査員が実務的な作業を担うということではございましたけれども、それが最終的に事務局から委員に上がる際、更には外に出ていく際には職員、具体的には参事官であり、更には企画官であるといった職がきちんと責任を持って内容については判断をするということで実施していたということでございます。ですから、特に丸投げして外注するとかそういうことはなかったと理解してございます。

職員につきましては、これは注2として下から5行目ぐらいにございますけれども、職員については文科省及び経産省の出向によるということでございまして、省庁再編後はそういう体制で運用されております。この文科省並びに経産省からは、原子力の経験がある人間が中心となって出向し、構成されているということでございます。

以上でございます。

○城山座長代理 一応今のような回答ですが、よろしいでしょうか。今後の課題としては、要は職員のキャリアパターンみたいなことをきちっと考える必要があるという問題提起ということですね。

では、橘川先生から順々にお願いしたいと思いますので。

○橘川委員 資料3でお伺いしたいのですが、2012年4月と2013年11月の調査員の変化ですけれども、電力メーカーの方は引き上げたということになっているのですが、国際グループのところの原子力機器メーカーの人は残っているわけですね。その理屈がよくわからないのです。吉岡流に言うと変な傾向という話で若干それだとバイアスがかかってしまうかと思うのですが、確かに利害関係者だと考えるのならすっきり全部いなくなるほうが普通だし、逆に言えば、こういう人たちがいないと事情がわからないのだと考えるのなら、電力の人が残るのもあり得る選択だと思うので、電力が引いて機器メーカーが残るというのは非常に政治的なおいを感じるのですけれども、ここのところの説明をしていただけますか。

○城山座長代理 では、お願いします。

○板倉参事官 電力は事業者であるということでございまして、事業者か事業者でないかということで判断をしたと理解してございます。実際、いわゆる勉強会問題、技術検討小委の際にも事業者が加わっていたということが論点になったと理解してございますので、その点につきましては、当時の判断として電力会社の方にお聞きいただくという大臣の判断。

○橘川委員 事業者かどうかより、私は利害関係者かどうかというのが問題になっていたような気がするのです。だから、その説明ではよくわかりません。やはり政治的な判断なのかなと今の答えは聞こえたのです。

○城山座長代理 恐らく内閣府としては事業者かどうかというのが利害関係者の定義の問題というのもいろいろありますから、そういう判断をしたと。それが適切かどうかは当然今後としては考えるべき。

○橘川委員 原子力機器メーカーが利害関係者ではないという判断は、普通の判断ではないと思います。

○城山座長代理 その運用をする際に事業者かどうかという判断基準で判断されたということをおっしゃられた。あとは今後どうすべきかというのは、もちろん今後の話だということをお多分確認していただいたということかと思えます。

○橘川委員 言いたいことは、この問題は形の上では理屈は通せることは多いけれども、結構政治的な判断が入ってくるというので、そのところで気をつけなければいけないということを肝に銘じておいたほうがいいのではないかとということです。

○城山座長代理 わかりました。恐らくこれはまた専門性をどう確保するかという今後の話としても当然問題があり得て、そのときに橘川委員がおっしゃられたように、場合によっては電力の関係の人の意見も聞かなければいけないこともあるかもしれないわけですね。

○橘川委員 そういうように言っているわけではないのです。

○城山座長代理 だから、逆に、おっしゃるように、片方はだめで片方はいいというところの考え方はもう少しきちっと整理すべきだ、どこに線引きをするかというのは整理すべきだという問題提起。

○橘川委員 電力を入れろという意味では全くありません。

○城山座長代理 もちろんありませんけれどもね。わかりました。

次、古城委員、どうぞ。

○古城委員 お伺いしたいのは、職員の方と調査員の方はどういうように任期といいますか、同じ時期にかわったりとか、そういうことがあるのか、それとも交互にかわったりするのか。ここにいらっしゃるパターンをお伺いしたいと思うのです。

○城山座長代理 では、よろしく申し上げます。

○板倉参事官 これにつきましては、特にルールはございませんで、ケース・バイ・ケースということでございます。調査員につきましては、通常2年の任期ということでございますので2年間。前任の人が切れたときに次の人を採用するというところでございますので、それは本当にケース・バイ・ケース。職員につきましても、これは特に特定の時期があるというわけではないのでケース・バイ・ケースでございまして、結果的には一部一緒にかわることもあればずれることもあるというのが実態でございます。

○城山座長代理 どうぞ。

○古城委員 人数が少ないので、同時期に変わったりすると多分継続性とか、そういう点

で大丈夫だったのでしょうか。

○板倉参事官　そういう意味では、ラインを組んでいる者が同時にかわるということはなるべく避けるようにというのは、人事の配慮として個別には実施しております。

○城山座長代理　関連して若干お伺いしたいのですけれども、調査員の方というのは、例えば企業から来る場合、出向で来て戻るといったパターンですか。例えば若干知っているのは、原子力安全委員会の場合、技術参与みたいな形でかなり人が来ていましたから、あれはむしろリタイアした方がしかも必ずしもフルタイムではなくて、週 35 時間とか、ああいう形で来ていたのだと思うのですが、この場合はどういう形になっているわけでしょうか。

○板倉参事官　企業の場合は出向元に戻るといった形でございます。ただ、こちらで例えば 13 年 11 月のところで一般企業退職者と書いてございますが、こういった方々につきましては、安全委員会の技術参与と同等でございまして、退職した人がフルタイムではない形で採用されております。

○城山座長代理　どうぞ。

○石井参事官　今、城山先生から原子力安全委員会の技術参与のお話がありましたが、私も古い時期に在籍したときのことを言いますと、技術参与というのも何種類かの形がございまして、退職された方に例えば週 20 時間とか 30 時間で来ていただくケースと、企業に籍を置いたまま出向という形で来ていただくケースがございました。その中には、かつて原子力安全委員会も電力からの技術参与というのがおられて、耐震問題等で少し議論になって、そして電力からの技術参与は採用しなくなったといったことが過去あったことがございます。

以上でございます。

○城山座長代理　ありがとうございます。両方あったということですね。

増田委員、どうぞ。

○増田委員　現在、機器メーカーの人たちは残っているわけですが、電力の人たちが親元へ帰ってその部分がいなくなったということですが、結局、今、原子力委員会がその部分の仕事というのは特にやらなくなったということですか。一般企業退職者、一般企業というのは電力以外の方ということなわけですが、その方は採用されて、その仕事がどうなったか、そこを教えてほしいのが 1 点。

あと、先ほど城山先生も御指摘されたけれども、統括官とか審議官のこちらの原子力委員会にかけるウエートがよくわからないのですが、省庁再編以前は科技庁の原子力局にあって、担当課長がいて、多分課内室と言っていたから、室長さん以下のところで全部切り回ししていたと思うので、これは課長級だと思いますが、参事官が専任でやっているの、要はこれもどういように統括官とか審議官の原子力委員会にかけるウエートを判断するのかというのは私もよくわかりませんが、省庁再編前とその今の原子力委員会の体制、統括官や審議官が併任になっているというところは、それは同じような形で仕事は流れていると考えていいのかどうか、その 2 つをお願いします。

○城山座長代理 では、お願いします。

○板倉参事官 まず現状でございますが、電力会社の職員が帰任する前は大綱策定業務を継続しておりまして、そういった作業を行っておりまして人数が多かった。現時点では、大綱策定作業は中止しましたのでそういった作業はしておりませんで、結果的には日々の定例会・臨時会の関連業務を実施しているというのが実情でございます。

省庁再編前後での指定職、局長、審議官級の仕事がどう変わったのかということにつきまして、省庁再編後につきましては、科学技術イノベーション部局との併任ということございまして、科学技術イノベーション部局の特に総合科学技術会議関連の仕事の占める割合が非常に大きくなっているということが事実でございます。

○城山座長代理 今の後半は、恐らく原子力局長だとか審議官というのが当然原子力委員会だけが業務ではないのだけれども、一体どのぐらいエフォートを割いていたのか。それと今の科学技術イノベーション政策との併任の場合のエフォートの割き方とどのぐらい違うのか、若干主観的な評価にならざるを得ないかもしれませんが、その評価を伺っているということかと。

○増田委員 後半のところですね。

○城山座長代理 そこは何かございますか。

○増田委員 あと前半のところですが、新大綱策定の仕事が確かにそのとき繁忙期なのだけれども、省庁再編直後から電力会社の出向者を受け入れていますね。だから、多分仕事としては新大綱策定会議にかかわらず、発電・サイクルグループのところ、そちらの知見を得ないとなかなか仕事が回らないという判断はあったのではないかと思います。今、そこをなしにして、その仕事をどうしたのか、そこが聞きたいのです。

○板倉参事官 まず、省庁再編前の局長、審議官の関与と再編後の関与でございますが、例えば定例会・臨時会への出席状況のようなものを調べてみたのですが、省庁再編前、例えば 2000 年の状況ですが、年 80 回開催しているうち、局長、審議官、それぞれ局長 35 回、審議官は 48 回ですから、半分ぐらいは出席しているというのが実態でございます。

2002 年以降は、年 50 回開催のうち、2002 年の数字でございますが、統括官の出席が 2 回、審議官の出席が 33 回という状況でございます。これは半分ぐらい審議官が出席。

2010 年になりますと、年 64 回開催しておりましたが、統括官の出席は 7 回、審議官の出席は 10 回という数字がございます。定例会・臨時会への出席だけをもって関与の実態を全てあらわすかということは正確さに欠けますが、客観的な数字としましてはそういったものがございます。

省庁再編後も電力機器メーカー等からの調査員が多かったというところがございますが、当時は部会を幾つか設置してございまして、その部会の運営も行っておりました。更には 2005 年の大綱策定時には、部会を更に改組しまして大綱策定のための作業を行ったわけがございます。現時点では、部会の作業も行っておりませんので、結果的には先ほど申しましたように、定例会・臨時会の関係の仕事だけをしているという状況でございます。

後ほど定例会・臨時会の議題、どういうものがあるかということにつきましては、御紹介したいと思います。

○城山座長代理 どうぞ。

○中野審議官 今、審議官をさせていただいていますので、今、成長戦略の中で科学技術のウエートが高いために仕事がふえているという普通ではない状況ではありますけれども、実感としては半分以上を科学技術に割いている。ただ、去年の春まで大綱策定会議などが動いていたときには、原子力は半分以上やっていた時期がございます。

国際会議になりますと、会議の期間は1週間原子力出張ということもございまして、その手前で準備をしているといったこともございまして、一概には言えませんが、全体としては半分以上が科学技術になっているということでございます。

○城山座長代理 ほかにいかがでしょうか。

佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 念のために伺っておきたいのですが、利害関係等を断ってこられたということで、経産省、文科省は、いわゆる電力会社とか電気機器メーカーからの出向者というようなものはないと理解してよろしいのでしょうか。それとも原子力委員会だけそういう人を離して、経産省、文科省にはいるという状況なのでしょうか。そのところの事実関係だけ教えていただきたいです。

○城山座長代理 若干大きい話かもしれませんが、経産省と文科省。

○佐藤委員 原子力政策関係だけです。

○城山座長代理 わかりました。では、そういう限定をつけた上でということ。

○畠山原子力政策課長 原子力政策部局に電力メーカーも電力事業者もおりません。

○城山座長代理 文科省のほうは。

○増子原子力木課長 エネルギー環境関係で、電力からの出向者が1人いらっしゃるということでございます。

○城山座長代理 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、実質の議論は後ですということになるかと思っておりますので、続いて宿題のうち2つ目ですが、委員会活動についてということで、資料4に基づいて御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○板倉参事官 資料4を御説明申し上げます。

まず、原子力委員会の活動状況を大きく定例会・臨時会の活動、2ページ「2. 専門部会」「3. 国際会議における政策の説明・意見交換」「4. 定例会・臨時会以外の活動」と大きく4つに分類しまして、それぞれの内容、更には委員長、委員長代理の役割等々について整理いたしました。

定例会・臨時会の活動は、前回申しましたように年50回ほどの開催でございますが、活動内容としましては最初のポツでございますが、幅広く説明・報告を聴取する、いわゆるヒアリングということでございまして、各省庁、更には専門部会などから調査審議結果等

を聞くということが1つ。

2つ目のポツでございますが、政策大綱更には見積りなど、原子力利用に関する政策に係る事項について、合議により企画・審議・決定するという活動。更には、炉規法に基づきまして、設置変更許可等に関する諮問答申、そういった活動がございます。

これらにつきましては、5ページの参考1に2007の議題の例で、その年の議題を列記いたしました。分類を設置法の条項ごとにいたしまして、政策に関すること、更には規制に関すること等、そういう形で分類してございます。

まず、政策に関することでございますが、基本政策・方針の策定に関する議題、更には核燃料サイクルに関する議題等々、分類いたしました。6ページ、この年は研究開発/核融合/放射線利用に関する議題が結構多いという年でございます。そのほか国際関係につきましましては、各国との意見交換に関する結果報告などを行っております。

13ページ、これは2010年の例でございますが、同様に定例会・臨時会の議題を列記しております。この2010年は、特に政策大綱の策定に関する作業が非常に多くて、議題につきましても政策大綱絡みのものが13~14ページにわたって記載されているとおりでございます。そのほかは大体2007年と同等であります。このような形で定例会の議題を選定しまして審議を行っております。

1ページに戻りまして、こういった定例会・臨時会における委員長/委員代理の役割ということでございますが、原子力委員会設置法におきまして、原子力委員長の役割は、「会務を総理し、委員会を代表する」と規定されてございます。また、委員会の議事において可否が同数のときは「委員長の決するところによる」となっておりますのでございます。

その下のポツ2つでございますが、省庁再編以降、委員長は委員会の代表として原子力利用に関する政策について、企画、審議、決定した事項を国の原子力行政に反映させるため、関係行政機関との調整、働きかけを行い、関係行政機関の政策と調和を図る役割を果たすこととされてきた。こうしたことから、委員長には原子力について高い識見を有することに加え、委員会の決定事項を関係行政機関の原子力政策に反映させるべく、強い指導力を持って調整を行える者が任命されてきたとございます。

設置法上は、委員長は委員の互選ではなく委員長として総理大臣が任命するという規定がございまして、その背景にある考え方を述べたものでございますが、こういった識見、能力のある方を改めて委員長として指名しているということでございます。

他方、委員長代理につきましては、常勤委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理するものをあらかじめ定めておくということが規定されておまして、委員長に故障があった場合に職務を代行してございます。

常勤委員と非常勤委員の活動の違いにつきましては、前回申しましたように、基本的に合議制でございますので特に役割の分担はございませんけれども、出席率につきましては若干差があるということございまして、常勤委員に比較して非常勤委員は数パーセントから10%程度出席率が低いという傾向にありまして、これにつきましては24ページに過

去の出席率を整理した表を掲載してございます。これはメンバーがかわるごとに区分して数字を出しておりますので、特に担当大臣がかわると欄が変わって見にくいのですけれども、出席率につきましては一番右の側の2つの欄に記載されておりますとおりでありまして、常勤の出席率はおおむね90%以上、95%とか、そういった数字が中心となっております。

非常勤につきましても9割前後ということでございまして、平均いたしますと一番下の欄にありますように94%と81%という数字になっております。

2ページに戻りまして、今度は専門部会につきましてですが、これにつきましてはバックエンド対策等々の専門部会、事故前になります、2006年から2010年の平均でございまして、年30回程度実施しているということでございます。これにつきましても、特に委員間で役割分担は決めておりません、可能な限りオブザーバーとして出席し、専門部会の議論をフォローするというところでございます。委員長、委員長代理は特に役割の違いはございません。出席率につきましては、常勤委員に比較して非常勤委員の出席率は若干低いという傾向があります。

「3. 国際会議における政策の説明・意見交換」でございます。

これもこれまで説明したとおりでございまして、国際会議に出席し、意見交換、政策の説明等を行っているわけでございます。特に委員長、委員長代理は閣僚級の出席する国際会議の場において委員会を代表し、二国間対話等を通じて我が国の原子力政策の説明、意見交換を実施するというところを実施してございまして、IAEA総会、IFNECなどには近年は必ず出席しております。

他方、委員長代理につきましては、近年は職務代行した事例はございません。

非常勤委員につきましても、内容に応じては専門性を有した委員が他の業務との関係から可能な範囲で対応するという事例がございまして。

「4. 定例会・臨時会以外の活動」でございますが、これは週1回程度、定例会の議題設定等について打合せを実施しております。議題設定のみならず、場合によっては内容を事前に聴取した上で、更に必要な情報を指示した上で定例会に臨む。更には、その定例会までの間、いろいろと情報の収集、分析を自ら行いまして、そういった形で定例会に臨むというようなことをしてございます。

情報収集、課題の共有の観点から、関係者、関係省庁、関係機関との意見交換、事務局との打合せを行っておりまして、年50回程度になりますけれども、取材対応。これは全委員の合計でございまして、そういったことも対応しております。

あとはシンポジウム、講演等、外部に対して政策の説明も行う。大臣・政務官等との懇談、国会議員への説明、あとは国会質疑対応などが年数回程度でございます。

委員長/委員長代理の役割については、特に規定はございません、ただ、常勤委員と非常勤委員の活動の違いとしましては、結果としまして常勤委員のほうが勤務日数は多いということもありますので、委員会の業務に割くことのできる時間は大きく異なっております。

す。非常勤委員は週2回程度業務を行う。情報収集・課題の共有に関しては意見交換も行ってございます。

政策の説明・情報発信に関する活動につきましては、常勤委員を中心に行うということをごさまして、結果としまして非常勤委員につきましては、原子力委員会が自ら規格決定を行う基盤となる情報収集・課題の共有の活動、更には政策の説明、情報発信を行う活動のための業務時間は限られているという状況でございます。

若干関連いたしますが、25ページに大臣のこれまでの担当業務を整理いたしました。

内閣府特命担当大臣、幾つか担当業務が明記されておりますけれども、原子力政策の担当というのを明記されていたのは、東電の発電所事故の後、2011年10月～2012年12月の期間のみでありまして、細野大臣、前原大臣だけという状況でございます。それ以外の通常の状態におきましては、科学技術政策の担務の一環として原子力委員会を担当することをごさまして、現在の山本大臣も科学技術政策を担当する一環として原子力委員会を担当することになっております。

また、3ページに戻りまして、見直し後の政策課題はどのようになるのかということについて若干整理いたしました。見直し後に原子力委員会、又は後継組織が残るといった場合に、その企画・審議・決定の対象となる可能性がある政策課題の例というものを幾つか列記いたしました。現在、次のようなものが考えられると思うということで、まず、平和利用でございます。平和利用につきましては、これまでも定例会などでヒアリング、審議などを行ってきておりますが、例えばプルトニウム利用の基本的な考え方を決定する。あとは核セキュリティの確保に対する基本的考え方を提示する。これも御説明しましたが、プルトニウム利用計画及び利用目的の妥当性の確認を行う。そういった活動などをこれまでも行っております。

今後、その他、審議対象となり得る課題の例としましては、佐藤委員からの御指摘もございまして、今まで対応していなかった分野につきましても、今後活動が広がる可能性があるということで、可能性があるものを例として列記いたしました。例えば核関連技術、佐藤委員から御指摘がありましたように、ウラン濃縮技術、レーザー濃縮に係る研究開発、利用の実施状況を踏まえた今後の対応をどうするかといったような議論、更には核関連技術の規制状況。これは既に経済産業省のほうで輸出管理等を行っておりますが、そういったものがしっかり行われているのかどうかということ把握していくこと。更には把握の仕方についての議論。あとは原子力事業者等における情報管理の在り方についての検討、議論。セキュリティ対策に対しての規制対応の部分のみならず、実質的な取組もあろうかと思いますが、そういったものも含めてどういった対応が行われているのかということ把握する。あとは二国間協定等の平和利用に関する検討状況についてもしっかりと把握していく、このようなことがあり得るのかということで例として挙げました。

また、バックエンドを中心としたサイクル政策につきましても、これまで定例会等で幾つかヒアリング、更には決定を行ってございます。長寿命核種の分離変換技術に関する研

究開発の進め方、長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分、高レベル放射性廃棄物処分、研究炉、RI 廃棄物処分に係る実施・検討状況等々といったもの、あとは六ヶ所再処理施設、更には第二再処理工場に係る実施・検討状況のヒアリング、こういったことも実施してございます。

その他審議対象となり得る課題の例ということで4ページに幾つか列記いたしましたが、例えば長期的な核燃料サイクルの諸量、使用済燃料、放射性廃棄物、プルトニウム、劣化・回収ウラン等の量などの評価を行う。これは核燃料物質のほうに視点を当てて諸量を評価していくということになります。その次は、今度は活動内容の規模、原子力発電規模、更には中間貯蔵容量、再処理量の整合性の確認、こういったことを確認しながら技術オプションを示す上でのシナリオが成立するかどうかといったことを検討していくということ。技術オプションに係る研究開発とその進め方の提示。具体的には直接処分についての研究開発をどのように進めていくか。高速炉サイクルの研究開発の進め方についての議論。あとはバックエンド施策に特有の特に重要とされておりますけれども、透明性・公正性と決定過程への国民の参加を促す取組についての議論、こういったことが俎上に上ってくるかということで例として挙げました。

そのほか、福島第一原子力発電所事故対応等の重要事項ということで、これにつきましては、既に定例会等で記載のような課題につきましてヒアリング審議等を行ってございまして、中長期対策の取組状況の把握、廃炉に向けた実施体制等、規制以外の課題に関する提言、人材の育成確保などの提言を行っているということでございます。

留意事項としましては、原子力委員会では、原子力利用に関する行政の民主的な運営の確保の観点から、幅広い分野の委員が任命されてきており、合議により、企画、審議、決定を行っております。こういったことを踏まえまして、見直し後の政策課題に対しても、幅広い分野の委員による合議という観点については検討が必要だろうということが1点目。

更には、原子力委員会設置法施行令におきましては「専門委員」、更には「参与」が位置づけられております。専門委員につきましては、専門部会で審議に参加していますが、参与につきましては近年任命されておられません。これにつきましては、見直し後に原子力委員会又は後継組織が残る場合、委員ではカバーし切れない専門分野の企画、審議、決定を支援するために、こうした制度を活用することも考えられるということがあろうかと思っております。

説明は以上でございます。

○城山座長代理 ありがとうございます。

近藤委員長のほうから補足事項はございましたらお話しいただければと思います。

○近藤委員長 特にありません。

○城山座長代理 では、議論の中でということでお願いしたいと思います。

これをお話しさせていただいた趣旨は、これまでの原子力委員会というのは何をやってきたのかということを確認する必要がありますねというのが1つと、最後のほうにお

話しいただいたように、今後、重点事項として広い意味での平和利用、バックエンド、重要事項、福島等々と考えたときにどういうことがあり得ますかということ整理してもらったということでもあります。

このあたりのインプリケーションをどう読み取るか若干御議論いただいたほうがいいのかもしれませんが、従来の活動の中はかなり見ていただくとわかるように、今回むしろ廃止をすることで大綱絡みの話がかなり多いということは量的には見て取れるということかと思えます。

他方、どういうことが今後の話としてあり得るかというのは今回特出ししていただいたようなことがある。そのときに、では、こういうものをどういう体制でやっていくのが望ましいのかということを考えなければいけなくて、今の内閣府の最後の留意事項だと、多分こういう対象になっていくのだけれども、これは先ほどの山地先生の議論とも絡んできますが、本当に委員会にするのかどうかということではありますが、内閣府のこのペーパーとしては、民主的運営というのを考えると、やはり多様性は必要だという、これは多分委員会という可能性もきちっと考えたほうがいいだろうということかと思えます。

もう一つの2番目は、専門委員というのは今までも現実に使われてきたし、参与という仕組みもあります。そうすると、原子力委員会が全部を担わなければいけないのかというところと必ずしもそうではなくて、専門委員会なり参与なりの有効活用というのものもあるでしょうというのがインプリケーションとして書かれていることかと思えます。そういう委員会の在り方というところにかかわる前提として、どういう業務をしてきたのか、どういう業務があったのかということ整理していただいた、そういうペーパーだということかと思えます。

まず、これについて御質問、御意見等ございましたら、まずいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、吉岡先生、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。2点ぐらいあるのですが、1点目は、言える範囲でいいのですけれども、どういう組織がどういう考え方で委員の人選をしているのかというようなことがいつも気になっていました。その場合に、選出枠があると言われてきて、これは普通の専門部会でも同じように、消費者代表とか学者の枠が幾つかあるとか、そういう中から選んでいくようなのですけれども、例えば官僚OBは必ず入れるとか、学会でやってきた人、あるいは電力等の関係が深い人及び民間、民間というのは広報とか消費者とか、そういうようなところにかかわるのですけれども、そういうのがバランスはいいか悪いかはともかくとして、配置されてきたように思われるのです。

それが実際どうだったのか、5つ席があって、その席の構成をどうするかという、そういう議論はあったと思うのですけれども、その辺はどう考えるのか。過去のメンバーを見てみたら、実態としてあったと思うのです。それがあったのが悪いと今さら言うのではなくて、これからどういう方向で選んでいくかというのは重要だと思えますので、是非議論

したいと思っております。

こちらのほうは小さいのですけれども、私は原子力委員会の政策大綱にもかかりましたけれども、市民参加懇談会というのを割合長くやってきて、例えば市民参加懇談会の位置づけは8ページになっていて信頼醸成に関する議題にくくられているのだけれども、信頼醸成という言い方が弱いのではないかというような気がいたしておまして、つまり、民意の把握、把握した上で政策にもそれを反映させていくという、民から公共政策へという逆方向の矢印が信頼醸成といった場合には見えにくくなっているから、この表現は将来再出発するときには考え直したほうがいいのではないかということです。

以上です。

○城山座長代理 ありがとうございます。

後半のほうは、将来はまさにおっしゃるとおりですが、一応過去の総括を当事者がこうのように認識されていたということで、そこも場合によっては微修正していただいてもいいかと思います。同じようなことは、今後の話は平和利用あるいは核不拡散という枠で議論していますが、過去の総括のところは、国際協力だとか各国の意見交換ところに入っているのかなと思いますが、そういう形でいいかどうか、少し御検討いただければと思います。

むしろ実質的にすごく大事なものは、その5人の体制でやったときの選任基準みたいな、ファクトとしてどうやってきたのかということの確認かだと思いますので、これは問題点としても提起していただいている民主的運営なるものが一体何かという意味でも極めて重要なので、5人がある意味ではどういうクライテリアで、どういうバランスで今まで選任してきたと考えているのかという、その点について少し補足いただければと思います。よろしくお願いします。

○板倉参事官 これは前回も御説明しましたように、特に枠というものがあるというのではなくて、その委員の候補を選ぶ際には、御説明したとおりでございますが、担当大臣の指示を受けて事務方が調査するという体制でございますので、そのときそのときの担当大臣ないしは政務の御判断に基づいて、どういうバランスにするのかというのを考えた上で候補者が選定されるということでございます。その意味では、結果としてある程度傾向ができたのかもしれませんが、そういったものが選定基準としてあるというわけではないということでございます。

○城山座長代理 だから、逆に言うと、いずれ何人かというのを考えなければいけないわけですね。そうすると、バランスを考えるとときに5人という枠がないとまずいぐらいのある種の多様性なりバランスということを考えられたのか、別に3つなら3つで、例えば大臣はの中でバランスをとって民主的運営ということは可能であったのか、そのあたりはどのように考えたらいいかという話なのです。なかなか難しいところです。

○近藤委員長 もう答えられる人はいないと思います。要するに湯川さんとか、正力さんとか、大先生を決めたときからの経緯があるわけです。だから、その段階は恐らく高度な

政治的議論の結果としては、結論としては吉岡さんおっしゃったように、学会とまさに産業界、原子力発電をやるのだということで電気事業者がやったわけですから、名前をずっと見ますと、それはある種キーパーソンとして選んだのだらうと思います。

あとは、どうも外交というのは重要だということで、何となくはっきり言えば外務省 OBの方が入っていた感じがずっとありまして、それぐらいがたった5人ですから、しかも2000年まで大臣以外が4人です。ですから、今、申し上げたことで言ってしまうえば、もうほとんど、その3つとか4つのカテゴリーしかないわけです。それで決まっていたということだと思います。

しかも、極めて大事なことは、2000年までは五月雨方式なわけです。1つの総理大臣が5人全部決められないようになったのです。だらだらとかわっていくようになったのです。ですから、まさにバランスというよりは、そのとき、できたときにそれをどうやって見るのだとなると、今そこでやめた方の後継者として誰がいいかという格好で多分議論されたのではないかと思います。

したがって、ある意味でその結果として、5人の最適化というよりは、そのときの歴史的経緯を踏まえたベストだと思われる方を1人、前後を見ながら決めたという形で人事が2000年まではなされてきたと思います。

ところが、2001年になって大臣ではなくて有識者が委員長になった瞬間に、今度は5人全取っかえになってしまった。これは間違っていると一貫して主張しているのです。本来的な意味での原子力委員会の持つ機能からすれば、1つの内閣で総理大臣が5人全部決めてしまうというのは普通ないのだと思います。ですから、任期をずらしていくというのが常識だと思うのですけれども、そうしなくなってしまったので、今まさにお話しのように、5人全取っかえのときにどういう論理で決めているのだという大変関心を持つようになったと思うのですが、そのことが実際になされたのは多分2000年のときと2004年のときと3回ぐらいだと思うのですけれども、そのときの大臣が大分御苦労されてお決めになったのかなと思います。

何の答えにもなっていないのですけれども、現実はそのようなことです。ほとんどの方はこれが紙に書いてあるのがあるかと言われれば、ないと答える以外ないのだと思います。○城山座長代理 わかりました。多分過去の総括としては、言葉としてはこういう形かと思いますが、ここはまさに後で我々がどういう構成を考えるかというときの1つの考えるべき点で、明示的には言われていないけれども、学会というか要するに原子力技術側の人と産業界と外交というのが大体入ってしまっていて、これは多分今回、不拡散なり平和利用というのが大事だとすれば、当然外交の話は入ってくるでしょうし、技術がわかる人がいないと困るだろう。産業界とどういう距離をとるかというのは、先ほどの事務局と同じ問題というのがあって、そこは若干我々としての判断が問われる話かと思います。

あと多様性という意味で言うと、もう少しいろんなバランスを考えるというのは現実の審議会運営としてはあって、ある種の市民的な目線なり、ジェンダーバランスが仮に審議

会をとるとするとそういうことが制約要因としてきいてくるので、そういうことの配慮もあるかもしれないという中でどう考えるかという話かなと思います。

あと今、問題提起いただいた、任期を一律にするのか、若干ずらすのかは重要な点で、今回は1回全取っかえになると思いますけれども、その後、任期を人によって変えるということも仕組みとしてはあり得るかなと思いますので、そこを多分継続性という意味で言うと独立性とこれも絡んできますので、重要なポイントかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、むしろ中身の話に入ったほうが良いと思いますので、資料2のほうにもう一回戻っていただいて、議論したいと思います。時間が30分ぐらいなので、2つに分けるぐらいですか。それともまとめてやってしまいますか。

そうしましたら、幾つかの論点、まとめて2のところ(1)(2)(3)(4)(5)とありますが、(5)のところはそれほど今の段階では重要ではなくて、ただ、委員会本体でやらなければいけないことがどこかというときに専門部会とか使えるかどうかというのが多分かかってくるので、その範囲では(5)もかかわると思います。主として、(1)各機関との関係のところ、(2)大臣の役割のところ、それから、事務局、委員会と大きく分けて4つぐらいのカテゴリーがあると思いますが、それについて具体的な方向性を考えていく上で皆さんの御意見を伺いたいと思うので、確実に皆さん1回は発言いただくようにしたいと思いますので、多分時間があればもう1サイクルぐらいできると思いますが、まず、ここは必ず言っておきたいというところから言っていただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、山地先生、お願いします。

○山地委員 先ほど発言しようと思ったのは、今、組織の話の2の資料があったのですが、むしろ資料2の中の1のほうをよろしいですか。

○城山座長代理 それを含めてどうぞ。

○山地委員 ここは先ほどの資料1のほうの論点整理とも関係があるところですが、非常に簡潔に短く書かれているので、導入の3行のところの中には、情報を収集し、共有して意見交換や方針決定をする体制と書いてあるのだけれども、その下の(1)(2)(3)というのは、どれを見ても情報収集とか動向把握とか現状把握とか、そういうことですね。最後のところは事故対応というのがありますけれどもね。

情報を収集して方針決定するということがあるのだから、どういう決定があり得るのかというのをもう少し明確化しておく必要がある。特に(1)のところ、平和利用と核不拡散のところは論点整理のところできょうも議論がありましたけれども、原子炉等規制法に書いてあるところの、いわゆる設置許可のときに平和利用についてダブルチェックするということに関しては、むしろ規制委員会はできて一元化だから、そこはもう要らないだろうということだと、平和利用のところでは表現の問題がありまして、もう少し能動的な役割を期待するわけですね。そこは短い表現の中でもきちんと書いておかないと、随分弱

い表現だなという印象を受けたので、申し上げようと思いました。

もう一つは、先ほど海外保管の話がプルトニウムについてありましたけれども、これはむしろ規制委員会のほうで全体を統一的に合わせるという議論に今までなっていたのではないかと思うのです。私がここで違和感があるのは、突然回収ウランが入ってきているのがどうしてかという感じを非常に受けます。むしろ、この場で議論してきたのは、レーザー濃縮の話はありましたけれども、レーザー核融合の話とか、技術のほうで平和利用に関するところがありますね。技術管理、そういう問題があり得るはずなので、それを「等」の中で読めというので、しかも、一方で、その前に回収ウランというのが特定されているというのはいかにもバランスが悪いという気がいたしました。

もう一つ言えば、(3)の原子力利用に関する重要事項に関すること。これと今までの議論の中では、(2)のバックエンドの特に放射性廃棄物処分の問題と捉えていますけれども、そのこのところも重要事項という位置づけは私の整理の中ではしているのですけれども、しかし、それは特別に重要だから(2)に別記するのはいいにしても、福島事故対応という中にも随分かぶる部分はあるわけですね。廃棄物処分、廃炉、デブリになったもの、高レベル放射性廃棄物は基本的に同じ形態のもの処分。あるいは除染そのものは今、環境省がやっていく整理でしょうけれども、除染廃棄物の処分をどうするのかという問題は残るわけですね。

もう少し具体的なアクションで、単に情報を把握するだけではなくて、何かを決めるわけですね。何を決めるのかということを決めておかないと、機能を整理したことにならない。もちろん、前の資料1の論点整理のほうにそこはある程度書かれていると思うのですけれども、それを受けた形でうまく整合性をとっていただきたい。

○城山座長代理 ありがとうございます。

括弧の中は、そういう意味でいうとかなり暫定的というか、イメージを持っていただくための素材であるということで、むしろ項目として平和利用、核不拡散、バックエンド、重要事項というのを前の論点整理から引き継いだ。1と2を一応特出ししているのは、これは前回の整理だと、一応政策にかかわることという中でこの2つを残して、もちろん、おっしゃられるように(2)と(3)は重なってくることは間違いないのですけれども、一応前回の論点整理の枠でこの部分を引き出してきたという話かと思います。そういう意味では、括弧の中はかなり暫定的なところなので、ここはまさに詰めていくというのはそのとおりかな。

その上で、何をやるのかということで、例えば情報把握のレベルと、意見なり問題提起をするレベルというのと、ちゃんと決定することによって来るので、問題提起をする決定ということもあり得るので、そこがそれぞれの分野においてどういう役割分担になってくるのかというのは、実は2の(1)の話にかかわるわけですね。先ほどの平和利用のダブルチェックの話は、まさに原子力規制委員会との関係のところを再度整理させていただいたのですが、例えば不拡散だとか言ったときに、では外務省との

関係をどうするのかとか、バックエンドについて経産省との関係をどうするのか等々、多分これはここで2の(1)というところを議論するためには、まさにおっしゃられた点を詰めなければいけない。そこは、要は詰まっていないという認識なので、こういう書き方をさせていただいて、2の(1)との関係でそこはむしろ何をこことしてやるのか焦点を決めていくという作業をするのかなと思います。御指摘、ありがとうございました。

では、橋川先生、どうぞ。

○橋川委員 まだきょうこれを見た段階なので、練れた意見ではないかもしれませんが、ぱっと感じる点を「2. 組織に関する論点」で申し上げたいと思います。

他の機関との関係のところですけども、(1)と(5)にかかわります。職務の整理からいって、規制のほうには口を出さない。いわゆるエネルギー政策のところにも口を出さないという関係になっているので、規制委員会との関係とか総合エネ調との関係とかというのを書くことが違和感を覚えるのです。先に3条委員会で規制委員会はもうきっちりあるわけだから、原子力委員会のほうからどう関係づけるかということ議論すること自体が違和感を覚えるところがありまして、むしろ1のところは裁量の余地が非常にあるのは、先ほどから他の行政庁との関係が重要だと言われているわけですから、そちらをメインで書いたほうがいいのではないかという印象を持ちました。

専門性と民主という話ですけども、職務の内容が平和利用とバックエンドと事故対応等になっていきますと、かなり専門性が高まってくると思うのです。もちろん民主のほうも重要だと思うのですけれども、民主党政権のときの混乱の中を見ていると、民主ということのバランスが若干強過ぎて、肝心かなめのところがきちっと決まらないということを感じましたので、まず、きちっとしたところでまず専門性で、例えば委員会方式にするなら、委員のコアメンバーは専門性を選んで、参与の制度を活用したりするところでダイバーシティの問題とか民主をとるといような整理の仕方のほうが、このタスクからいくと合うのではないかというように感じました。

以上です。

○城山座長代理 ありがとうございました。

1点目の確認ですが、1つは、例えば規制委員会の規制とか資源エネルギー庁のサイクル政策とかについて、そもそも、そこの関係を触れること自身、若干違和感があるということですか。

○橋川委員 そうですね。そこと切れるということが大事だと思っていますので。

○城山座長代理 ただ、他方で、今まで議論してきたので言うと、多分それはつかさつかさでやっていると、だけれども、原子力委員会として独立した立場で意見を言うことはあり得るという。

○橋川委員 それぐらいでいいのではないかと思うのです。

○城山座長代理 多分そういうこととの関係だと思うのです。

○橋川委員 わざわざ組織の中心的な論点にならないのではないかと思うのです。ここに

ついて書き込むということは、関係について組織的な措置を講ずるということですね。

○城山座長代理 必ずしも関係というのは、恐らく切り方も含めて明示的に書いておくという趣旨だと思います。

○橋川委員 そういう意味では、切る方向を明確にして。

○城山座長代理 切るべきところはちゃんと切るということを明確にする。

○橋川委員 むしろ他の行政官庁との関係のほうが裁量の余地があるので、そちらのほうをちゃんと考えたほうがいいと。

○城山座長代理 わかりました。切り方も含めて関係という概念の中できちっと考えるべきだという。

○橋川委員 あと1点、言い忘れましたが、どの省庁に置くかという話ですけれども、規制委員会のときは環境省に置くか、独立かという話であって、独立だから環境省に置いているわけでありまして、この委員会は、大体きょうは環境省の方がいらっしゃらないことでも明らかですけれども、やはり性格上、全体の調整というところがありますので、内閣府に置くべきだと思います。

○城山座長代理 これは恐らく前から橋川先生がおっしゃられているのでいうと、推進と規制ではなくて、運営という観点から見ても内閣府が望ましいという議論ですね。

○橋川委員 はい。

○城山座長代理 わかりました。あともう一つの3点目も大事なポイントかと思いますが、専門性がかなり重要だと。民主制ということはないがしろにするわけではないけれども、委員の人選以外のメカニズムでむしろ考えるべきではないかという御意見ですね。わかりました。

では、まず、佐藤委員のほうから。

○佐藤委員 時間の関係で、きょうは项目的なことについてだけ意見を言わせていただきたいと思います。

今の橋川さんの意見につながっていくのかと思うのですけれども、まず、組織の1のところ、原子力規制委員会との関係というのは絶対必要なことなので1つ特記すべきことだと思います。第2に、関係省庁との関係。3番目にその他関係機関。例えば総合科学技術会議とかそういうものと関係と仕分けて考えられたらいいかと思いますが。

2の(3)の事務局機能のところですが、②人材確保の在り方と書いてありますけれども、養成ということも大事なのではないかと思うのです。あるいは養成も確保の中に入っているのかもしれませんが。なぜ私がそんなことを言うかといいますと、後ろの括弧についている中で、併任というのは役所同士の併任のことだと思うのです。調査員というのは企業から出してもらうということなのだと思うのですが、例えばIAEAとか国際機関との人事交流みたいなものも入れて、向こうから入ってもらうかどうかは別として、こちらから出すということは大事ではないかと思えますし、あるいはどこに入るのか、関係機関の協力の中に入るのかもしれませんが、在外公館に派遣して国際経験を積んでもらう。

いずれにせよ、そういうことで同じ人事交流というのは、規制委員会との関係の人事交流も考えていいのではないか。なぜかという、行政の中における知識、経験の蓄積ということは大事ですし、あるいはそこで実際、原子力委員会、後継組織なり規制委員会の中で働く人の将来のキャリアパスを考える上で、モラルに閉ざされた一つ一つが全部区別された中に入っていると、働く人のモラルにもかかわると思うのです。

ですから、どこで考えていいのか、人事交流ということをもう少し広く考えて、人材確保プラス養成という中に併任あるいは出向、人事交流というような感じで考えるほうがいいのではないかという感じがします。その点で（3）の「④関係機関の協力」ということとどうのように組合せていいのか、よく頭が整理できないのですが、そのように思います。

戻りますけれども、原子力規制委員会との関係について、具体的にどうするかということは別として、少なくとも格において同格にしておく必要があるのではないかと思います。規制委員会のほうが上に立っている、あるいはより強い機関であるということになると、規制委員会に対しても物も言いにくいかもしれませんし、規制委員会からもきちっと意見が聞かれるかどうかかわからないので、私、実はこの間、3条委員会と言ったのは、本当は規制委員会と格の上で同格にすべきだという意味で言いたかったのですが、その点は第3番目の意見として申し上げておきます。きょうはとりあえず。

○城山座長代理 ありがとうございます。

1点目は整理の仕方ということかと思しますので、むしろ3点目になりますけれども、その中で規制委員会との関係というので、3条委員会かどうかは別として、同格というか、要は規制委員会からちゃんと意見を聞いて意見を言える立場になる必要があるということかなと理解させていただきました。

先ほども若干議論したことでいえば、個別の規制的な措置というのはかなり規制委員会に委ねますと。だけれども、それが平和利用の確保だとか不拡散という全体の中でどういう位置づけがあるかということは、当然、規制委員会の意見を聞いた上で新しい後継組織がちゃんと議論できるような体制にすべきだという趣旨ですね。だから、切り分けるところとこちらでちゃんと引き取るべきこととの関係というのをそういうようにちゃんと確保すべきだということですね。

○佐藤委員 おっしゃるとおりなので、せっかくなつくとも規制委員会との関係がぎくしゃくするようになってはよくないと思いますので、新しい後継組織が規制委員会との関係できちっと仕事ができ、意見も尊重されるという立場に置くことが大事だと思います。

○城山座長代理 恐らく、その問題というのは、今、念頭に置かれているような平和利用、核不拡散というのは当然あるのですが、論理的には別に安全の問題、それ自体も言っただけいけないということは多分今の仕組み上もなく、意見を聞かなければいけないことは確かだけれども、まさに橘川先生がおっしゃる運営の立場という観点であれば特に。今まで、推進だと漏れていたならそこは微妙ですけれども、運営の立場であれば、全体のシステムの

中で安全規制としてこういうことも考えてほしいということは言ってしかるべきかと思えますので、そのあたりの整理を書き込む必要があるということかなと思います。

2点目の人材養成の話は、要は既存の人材から誰を確保するかではなくて、これは必ずしも原子力委員会だけではなくて、原子力にかかわる専門的な政策人材をどうするかというのを視野に入れた上でやっていかないとなかなか難しいという御認識かと思えますので、多分趣旨は皆さんかなり認識は共通かな。かといって、この委員会で原子力政策人材全員の能力育成の話まで考えるかというところ若干手に余るところがあるので、ただ、今、言ったような問題意識を踏まえてこのところを議論するということかなと思いますが、そういう趣旨ということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 私が申し上げたいのは、新しい後継組織が日本全体の原子力行政にかかわる人材の育成を考えるという意味ではないのです。そういうことについて意見を持ってもいいというのは先ほど議論がありましたけれども、これは今、この事務局の在り方を考えていく上で、おっしゃったとおり単に人材を今いる人を確保するだけではなくて、これから先の養成もありますし、その機会に規制委員会の在り方あるいは法律改正にかかわってしまうかもしれませんが、規制委員会も規制委員会だけで人を人材養成するのではなくて、その間の人事交流も含めていろいろ考えたらいいのではないかと思っています。

○城山座長代理 わかりました。多分ここは事務局のところで1つのコアかと思えますので、先ほどの吉岡先生の質問で内閣府のほうからもありましたが、これは後で補足していただきたいと思いますが、現状は多分経産省と文科省からの出向者が職員だということなので余り選択の余地のない話なので、そこがそもそもどう変えられるかという可能性があるかと認識しているのか、そこは後でコメントいただければと思います。

これは我々の検討の枠外ですけれども、たしか人材養成の話は、規制委員会においても結構大きなテーマで比較的議論されていると伺っていますので、関連情報ということで規制庁のほうからも、専門的な人材の人材養成の話、どういう議論しているか、ごく簡単にもしあれば補足していただければと思います。

最初、内閣府のほうからいかがでしょうか。

○板倉参事官 これは省庁再編以降ずっと、文部科学省、経済産業省からの出向人事ですと来ているという現状がございます。これを職員のレベルでにわかに変えるということは今のところ想定しておりませんで、仮に専門性を強化するというのであれば、前回も御説明いたしましたけれども、非常勤職員といいますか、技術参与、更には調査員、そういった職を活用しながらエキスパートを補強していくということになるかと考えております。

○城山座長代理 済みませんが、規制庁のほうから現状について若干御説明いただけますか。

○細川企画調査官 現状を申し上げますと、御指摘のとおり、人材の確保、育成という部分が必要だと考えておまして、原子力規制委員会設置法が制定された際に、その附則の

中で原子力安全基盤機構（JNES）を統合するという事になっておりまして、この臨時国会で統合するための法律というのを提出させていただいております。一応成立をさせていただき見込みでありまして、成立すれば来年3月めどに統合するという事になります。

ただ、一方、JNESについては、ある程度、年齢構成が割と高めの方が多いということもありまして、若手の職員をどうのように育成して確保していくかということも1つ課題としてございます。ですので、これからの課題になりますけれども、例えば採用する際に、原子力工学という分野を新たに設けるとか、ここは研修の部分を充実させていくために、例えば JAEA と連携して研修の仕組みを充実させていく、そういったところも今検討を進めているところでございます。

○城山座長代理 若干追加的で恐縮ですが、人材育成の話は多分各省にもかかわってくるようになると思いますので、もし可能であれば簡単に、経済産業省と文科省と外務省になるかと思いますが、こういうかかわる分野のある種の専門的な人材育成を各省の中でやる業務の中にも当然あると思います。そのあたり、どうのように考えられているのか、もし可能であれば一言ずついただければと思いますが、いかがでしょうか。

○畠山原子力政策課長 それでは、経済産業省から回答させていただきます。

人材については、まず、経済産業省の中と関連の事業者というところがあると思うのですが、経済産業省の中では、採用の際、どういう職種の人を採るのかということについて、非常に学部などで原子力の学部が少なくなっている状況があるわけですが、そういう中でも極力原子力の人材を何とか採ることができないかというような議論はしておりますが、なかなか決まった形になっているわけではありません。それが1つ。採用はそういうことです。

研修などで原子力について専門性を高めるということは若干はやっておりますけれども、これも従前から特に強化していくとかということでは必ずしもなくて、従前のおりやっっていくという状況になっております。それが職員の話でございます。

関連の研究機関、JAEA などの研究機関との連携みたいなことは、これは常時やっているということで、そういう議論を通じ、あるいは協力関係を通じて専門性の向上を図っているというのが今の実態だと思います。

一方で、例えば先ほど申しました学生の言ってみれば実地での原子力人材の育成だとか、そういうことについては、これはカリキュラムの作成あるいは学部の原子力工学みたいなものについてのサポートとか、そういうことができないかというのは、予算面の対応、その他、そう大々的にできているわけではないのですが、そういう事業を実施しているという状況でございます。

○城山座長代理 ありがとうございます。

文科省のほうから、どうぞ。

○増子原子力課長 文部科学省でございます。

文部科学省のほうは、職務といたしまして原子力人材育成など、これは文部科学省の事

業としてさせていただいているところでございます。ただし、これは職員というよりは、まさに原子力政策の一環としてやっているということでございますので、あとは職員のほうにつきましては、基本的には職員の原子力の専門性を高めるための研修、あるいは留学制度というものも実施しているとともに、職務の必要性によっては、任期つき人材の活用というような形で対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○城山座長代理 ありがとうございます。

外務省のほうもお願いします。

○加藤不拡散科学原子力課長補佐 外務省でございます。

3点、申し上げたいと思います。

まずは、採用に関してですが、これも経済産業省さんがおっしゃいましたように、特定のルールというものはないですが、理系の方を採用することですとか、そういうことは特に排除しているわけではございませんし、私の実際知っている職員の中でも理系のバックグラウンドを持った上で文系に転じて入って、原子力工学などをわかっている人材が課に配属されるということはある。

2点目と絡むところですが、人事異動の際にこういったバックグラウンドがあるのかということを見極めつつ、異動などが検討されています。

3点目の研修に関しましては、決まったものというのはないのですが、部内において原子力ということで知見を高めるために勉強会のようなものを行ったりですとか、あとは実際に現場を訪れて、研究機関などから話を伺って、ある意味、研修を強化しているところではございます。

以上でございます。

○城山座長代理 ありがとうございます。

この後で今後検討する際には難しい点でなかなか簡単に外向人事が急に変わるわけではないときに、外務との連携で補っていくのか、今、御説明いただいたような各省における人材養成の話とうまくという意味で相互的な形で何か仕組みが考えられないのかというあたりを考える必要があるのかなと思います。

では、増田委員のほうからまず。

○増田委員 もう時間がないので、頭出しだけということでお話ししておきたいと思えます。

私は、組織に関する論点ですが、先ほど来議論があった規制委員会との関係についていえば、要は平和利用について規制委員会の意見を聞く場合もあると思いますし、適宜、その際には、そういった両者の関係を保っていけばいいと思いますが、日常的な場合に、規制委員会と様々な原子力情報をどういうように持ち合っておくのかというあたりが大事なところであって、両者、距離を保って情報共有をしないという形にするのか、あるいは佐藤委員もおっしゃったように、そこは情報共有だけは必要なものはきちんとするような形、

場合によっては人事交流するとか、そういう形にするか、ここは1つ論点かなと思っています。

このことは規制委員会との関係だけではなくて、関係府省がどういう人材養成とか、いろんな分野で原子力政策についてどういうことをやっているのかというのを把握しておく必要は必ずあるので、そういった状況把握というようなことがどこまで可能かということ了他省庁との関係の中で組織論的に考えるということが必要であろうと思います。私は、特にその中でも規制委員会との関係は重要でありますので、そこでお互いに同じレベルでの情報を持ち合うような形の仕組みというのは考えたほうがいいのではないかと思います。

あと、次の大臣との関係ですけれども、これは置き場所とも絡んでくる話で、確かに独立性とかどこに置くのがいいかという、環境省なのか、内閣府なのかという議論はあり得ると思います。私は、これまでの沿革ですとか、推進側から独立させるという安全規制との関係で環境省に置いたという経緯はあるのですが、今回のこれについては、内閣府でいいのだろうと思っているのです。その際に、内閣府の特命担当大臣として、先ほどの表を見ましたら、これまで2人、原子力行政という形で明記されて、そこが意識されるような形で明確に原子力委員会担当という形になった例が2つありましたが、内閣府の特命担当大臣という形できちんと置くというのがその後の行政を的確に実施していく上で大事ではないかと思います。

もちろん、そういう大臣を置いた後、委員会が大臣、場合によっては、まさに政治的な立場を内閣あるいは大臣が持っていますので、そこと離れてどれだけ独立性を保てるのかというあたりが重要かと思いますが、基本的には特命担当大臣のもとで活動するというのがあるのではないかと思います。

(3)の事務局ですが、これはもう少し実態を調べてみないとよくわかりませんが、すなわち電力出向者が今まで担ってきたような仕事が今後もどの程度あり得て、それは彼らの知見とかノウハウをどういうように、今後、電力出向者を入れるという選択はあり得ないと思うので、そのときに彼らの知見をどういうようにこれから代替させるのかということです。ここは今後の検討ということにしておきたいと思います。

最後ですが、委員会の中で、ここにも書いてあるのですが、委員に求められる専門性等の話で、特にきちっとしたクライテリアはなくて、それぞれの経緯ですとかいろんなことから今のような人選という形になっているのだろうと思うのですが、特に委員長、これはそもそも後継組織、委員会かどうかというのがもちろんあるのですが、一応結論からすれば委員会だろうと私は思うのですが、もしそうでない場合にはまた別な議論が必要だと思いますが、委員会で委員長と考えた場合に、委員長は国際的な日本の原子力行政を代表するような立場で物を話す場合が多いので、そこは非常に高度な専門性ですとか、識見といったものが必要ではないかと思いますが、要はこれは5名あるいはもっと人数をふやしてもいいですけれども、そういう委員で様々な分野をカバーし切れないので、これまでもある参与とか、専門委員をどれだけ機動的に活用できるのか、そこにかかってくると思いま

す。

これからは、いずれにしても、常勤の立場で入れるのかどうかというのはなかなかほかと兼職禁止で、実際にそういった人をどう確保していくかという難しさはあると思うので、常勤プラス非常勤という組合せでいかざるを得ないと思いますが、委員長は、今、言ったような観点からの専門性の高い常勤の人でないと務まらないと思うのですが、もっと参与とか専門委員の活用方策、これまでも活用されてきているようではありますが機動的な活用する仕組み、どうしても専門委員会ですと専門委員を発令して、それから審議が始まるということで機動性に若干欠けるところがあるし、参与は参与でまた責任とか、そういう意味では少し正当性に欠けるところもあるように思います。ですから、ここも委員会全体としての活用方策を考える上で重要な論点かなと。

とりあえず、きょうは頭出しだけしておきますけれども、もう少しこちらも考えてみたいと思います。

○城山座長代理 では、吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 時間がないので、これも頭出しになります。

2つぐらいあって、1つは、山地委員の意見に賛成で、平和利用と核不拡散という、これについて新原子力委員会、仮にそう言いますけれども、何を言えるのか。決定はできないとは思いますが、意見を言うということも紛争の火種になりかねないような気もしていて、具体的に一番この領域で、直近で大きいのは日米原子力協定の改定だと思っています。それについて意見を物申すというのは波紋が起こる、これは特にその立場からですから波紋が起こっていいのですけれども、その辺がどういう権限があるのかということについては、よほど慎重に検討してかからなければいけないなと思います。

組織の(3)の事務局ですけれども、調査員等の人材を確保する上で、これで見ると、アカデミーから頼るといのは今までないような、ほとんど出向で給料はどのように支払われたのかはいろいろなケースがあると思いますけれども、日本の大学は教員を離したがないという理念でまた戻るといような仕組みがないというのは問題ではありますけれども、何らかの形で研究者を登用するという仕組みを考えておく必要があるのではないかなという点です。

○以上です。

○城山座長代理 ありがとうございます。

ほぼ時間を尽きてしまったのできょうはここまでにしたいと思いますが、多分、今、吉岡委員が言われたのでいうと、平和利用、不拡散というのは、今回、残る業務の中では重要だというのは我々としては位置づけをしていて、他方、おっしゃられたように、では、何が具体的に可能なのかというのが実は一番実は難しい分野でもあるわけですが、先ほどの情報共有というのはいいとして、次の意見的なことはどういう局面でどういう形で可能なのかとか、これは当然外交交渉にもかかわる話なので、そう簡単に意見を言うにしても多分パブリックに言える話ではない可能性は大変高い世界なので、その辺の仕掛けづくり

をどうするのか。他方、そういう話を把握していないと、恐らく国際的に発言するということは現実的にはできない世界でありますので、その種の情報共有というのは極めて重要なので、そこをどうしていくかというのが1つの詰めるべき課題かなと思います。

もう一つは、人材の話で、これはすぐにはなかなか難しいのだけれども、今の吉岡委員の話でアカデミーとの関係とか、先ほどの増田委員の話でいえば、電力の機能の代替機能をどうするかとか、ここはほかのところでも JAEA などにかなり短期的には頼っているところがあるような気がしますが、長期的に本当にサステナブルとかとか、そういう問題等も議論していく必要があるのかなと思います。

次回については今いただいたのをベースに、今の論点リストをきちっとどういう役割なのかとか、情報共有なのか、意見具申なのか、あるいは場合によっては勧告なのかとか整理して、それぞれの分野でそういうことがあり得るのかということきちっと詰めていくことと、それを担う体制の案を詳しくしたものをベースに議論していただくことになるのかなと思っています。

また、恐らくきょう時間が限られていましたので、特にふれられなかったということで御意見があったら、むしろ、これはメール等で多分事務局のほうにいただいて、次回の議論を少し効率的にできればいいのかなと思っています。大体そういうような形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に日程等について、事務局のほうから御連絡いただければと思います。

○石井参事官 次回、第10回でございますが、1週間後、11月21日、木曜日、9～11時、同じ時刻でございますが、予定しております。

以上でございます。

○城山座長代理 そうしましたら、山本大臣が戻ってこられたので、最後にまた一言、御意見いただければと思います。

○山本大臣 申しわけありません。いろいろ会議が重なってしまっていて、終わり次第駆けつけたのですが、いろいろありがとうございました。

一応、内閣府の特命担当大臣として原子力委員会を担当しております、その立場から1つだけ言うと、先ほど城山先生がまとめられたように、平和利用、不拡散、これで新しい原子力委員会になるのかわかりませんが、後継組織が何らかの責務を負っていくということ、そういう議論の流れになっていると思うのですが、大臣との関係です。内閣府に置くとして、特命担当大臣がいたほうがいい。実際に大臣をやっております、そこに特命担当大臣がやるのかということについてしっかり決めておかないと、その委員会が大臣のもとでどのぐらい独立性を担保するのかということともつながるのですが、実質的にそのところをきちっと決めておかないと、担当大臣を置いてもなかなか機能しないという言い方はよくないと思うのですが、なかなか方向は定まらないのではないかと思います。

IAEA の総会に行ったのですけれども、私は IAEA で一応原子力政策について発言させて

いただいたのですが、こういうことは、もしかすると特命担当大臣としては意味があるのかなと思うのですが、もし今の関係で大臣と後継組織を置くのであれば、実際に大臣が何をするのかというところを少しイメージして考えていかないと、なかなか実質的にうまくいかない気もいたします。

今のあれが決して悪いとは言わないのですけれども、なかなか役割が絞れないところがあるということだけ、担当大臣として申し上げておきたいと思います。

○城山座長代理 当事者としての貴重なコメント、ありがとうございました。

それでは、きょうはここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。